

国立研究開発法人の目標の策定及び評価のあるべき姿について（検討）

平成 26 年 5 月 21 日
 評価専門調査会
 研究開発法人部会

	独立行政法人（中期目標管理法）の指針内容（想定）	問題点及び懸念事項	国立研究開発法人についてのあるべき姿（たたき台）
<p>法人（機関）に対して目標を策定し、評価することの目的</p>	<p>○「民間にできることは民間に委ねる」との観点から<u>組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直し、業務の継続・廃止・移管、組織の存続を判断</u>するため</p> <p>○事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保、促進するため</p> <p>○予算に反映するため</p> <p>○国民にとってわかりやすく説明責任を果たすため</p> <p>○業務内容を明確化し具体的な各事業等の進捗状況、達成状況を確認するため</p> <p>○業務運営の在り方に係る具体的な各課題についての取組状況を確認、透明化するため</p> <p>○法人の<u>政策実施機能を最大化</u>するため</p>	<p>●法人全体について目標を策定し、評価することの目的のうち、「<u>政策実施機能の最大化</u>」（研究開発成果の最大化）が第一目的として位置づけられていない。</p> <p>●このため、運用段階において、国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」と他の「極力整理縮小する方向で見直す」等の目的とで間で矛盾が生じた場合に、必ずしも<u>研究開発成果の最大化の目的が優先されないおそれ</u>がある。</p>	<p>◎国立研究開発法人全体としての<u>研究開発成果を最大化</u>するため（第一目的）</p> <p>◎国立研究開発法人としての健全性を確保するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に向けての取組状況、成果創出、将来性、業務運営の適切性等を確認し、発展、改善等につなげるため ・外部の広く様々な知見、経験等からの助言を得るため ・国立研究開発法人による自己評価、運営改善の機会とするため <p>◎主務大臣による次なる目標の策定、予算配分、理事長の任命等の判断を適切に行うため</p> <p>◎主務大臣・国立研究開発法人が国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため</p>
<p>各評価システムとの整合性</p>	<p>○目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、政策、施策等、及びその背景となる国民生活や社会経済の状況、並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には表番号についても記載する。</p> <p>○評価に当たっては、過去の関連する<u>政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用</u>する。</p>	<p>●「<u>研究開発課題（事業）</u>」については、「<u>国の研究開発評価システム</u>」の中で、事前・中間・事後評価等、高度な専門性ととも客観性等にも留意された外部評価、第三者評価が実施されている。</p> <p>●国立研究開発法人については、「<u>国の研究開発評価システム</u>」との整合性を十分考慮して、独立行政法人制度における「法人（機関）評価」の在り方を整理する必要がある。</p>	<p>◎国立研究開発法人全体を評価する際に、国の研究開発評価システムと重ねて「研究開発課題（事業）」レベルの評価を再度詳細に行うのではなく、評価の重点を「<u>法人全体の研究開発成果の最大化の評価</u>」、「<u>研究開発評価のメタ評価</u>」、「<u>法人全体のマネジメントに関する評価</u>」、「<u>法人全体の健全性に関する評価</u>」とする。</p>

<p>目標と計画</p>	<p>○主務大臣は、国民に対する説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める。</p> <p>○<u>中期計画及び年度計画</u>には、中期目標の各項目について、それを達成するためのより具体的かつ定量的な目標、スケジュール等を盛り込むこととし、評価に際しては、当該項目を単位として評価を実施（中期計画及び年度計画においてさらに詳細な項目を設定した場合には、当該項目を単位として評価を実施）。法人が中期目標を実現するために中期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、法人の自主性・自律性を尊重し、中期目標がこれを拘束することのないよう留意する。</p> <p>○目標を定めるに当たっては、あらかじめ、法人に対し当該目標を定める必要性や有効性、業務の効率性等の観点から検討を行う必要。</p>	<p>●主務大臣と国立研究開発法人とが十分に意思疎通を図り、しっかりと練り上げた目標・計画を策定することが重要である旨が必ずしも明らかではない。</p>	<p>◎主務大臣は、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、課題の解決、課題への貢献などアウトカムと関連させた目標、目指すべき方向性を示した目標を中心とした大目標を策定する。</p> <p>◎国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する大目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示する。</p> <p>◎有識者等（研究開発に関する審議会等）の外部の意見を聴取しつつ、<u>主務大臣と国立研究開発法人とが十分に意思疎通を図り、両者の適切な合意の下</u>に目標・計画をセットする。目標・計画は諸事情の変化等があった場合には柔軟に見直す。</p>
<p>目標の性格</p>	<p>○<u>達成目標を基準とした達成度評価</u></p> <p>○主務大臣が定める法人の<u>達成すべき目標が業務の実績評価の尺度（評価基準）</u>となり、その評価が組織・事業の見直しや改廃に反映される。</p>	<p>●研究開発に関する事務事業は、不確実性、予見不可能性、長期性等の特性があるほか、一法人の中でも多様な性格（基礎研究、応用研究、開発等）のものが存在するため、<u>達成度評価を前提とした達成目標以外の目標設定についても可能とする必要がある。</u></p> <p>●<u>予期せぬ成果の創出や、国内外の情勢変化にフレキシブルに対応し、取組の最適化を図る必要がある。</u></p>	<p>◎主務大臣は、研究開発の特性、研究開発現場への効果・影響等を十分に考慮し、達成すべきことを前提とした目標のみならず、<u>課題の解決、課題への貢献などアウトカムと関連させた目標、目指すべき方向性を示した目標等、研究開発成果の最大化に向けて適切な目標を設定する。</u></p>
<p>定量的な目標</p>	<p>○<u>できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績等についても記載し、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる。</u></p> <p>○やむを得ず定性的な目標を定める場合には、<u>できる限り関連した測定可能な指標及びその目標水準を定めるとともに、基準となる値についても記載する。</u></p>	<p>●特に基礎的・探究的な研究等においては、定量的な目標設定を基準とした評価の画一的な適用が挑戦的な研究開発への取組を阻害する場合等もあることから、定量的な目標の設定に際しては留意が必要。</p> <p>●国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、できる限りアウトカムと関連させた目標とする必要があるが、</p>	<p>◎国や社会が期待するアウトカムを国立研究開発法人自らのマネジメントだけで達成・実現することは困難であるため、アウトカムの達成・実現に向けた定量的な目標のほか、<u>アウトカムへの貢献・寄与を中心とした定性的な目標を設定することも可とする。</u></p> <p>◎アウトカム目標は、アウトプット目標とは異なり、「客観的、具体的、定量的」に設定することは困難であり、無理に目標を「客観的、具体的、定量的」にしようと試みた結果、<u>主務大臣が提示すべきアウトカム目標としての実質性や適切性が損なわれることがないように留意する必要がある。</u></p>

		<p>このようなアウトカム目標を定量的に設定することは困難な場合が多い。</p> <p>●研究開発業務の多様性、研究開発成果の最大化の目的にかかわらず、客観的に検証可能な定量的データを用いた<u>定量的な目標を定めることが統一的に優先されるおそれがある。</u></p>	
わかりやすさ	<p>目 標</p> <p>○<u>具体性、客観性、明確性、統一性、一覧性、比較可能性</u>等を確保することにより、国民にとってわかりやすく説明責任を果たす。</p> <p>○<u>目標を定める項目のレベルは、国民に対する説明責任を果たす観点から、業務内容が具体的で分かりやすく、適正かつ厳正な評価の実施を可能とするものとなるよう設定する。</u></p>	<p>●<u>具体性、客観性、明確性、統一性、一覧性、比較可能性等が「研究開発成果の最大化」にとって適切な目標設定よりも統一的に優先されるおそれがある。</u></p> <p>●法人単位、研究部門といった大きくくりの単位で全体最適化の観点からマネジメント等を評価し、その後の運営等に反映していく必要がある。また、目標の項目レベルを微細化、多数化することが、<u>評価負担の増大につながるおそれがある。</u></p> <p>●研究開発は、詳細な事業・課題レベルとなるほど、専門性が高くなり、また、アウトカムとの因果関係が細く・複雑となるなど国民にとって<u>わかりづらいものとなる可能性がある。</u></p>	<p>◎国立研究開発法人に対する目標は、国民にとってもわかりやすく明確なものとするため、研究開発成果の最大化の目的を踏まえ、<u>アウトカムと関連させた目標、目指すべき方向性を中心とした目標とする。</u></p> <p>◎課題の解決、課題への貢献など<u>アウトカムとの関連性や、マネジメントとの関連性がわかりやすい大きさの目標とする。</u></p>
	<p>評 価</p> <p>○<u>目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現する。</u></p> <p>○評価書の記載に際しては、経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。</p>	<p>●不確実性、予見不可能性等の研究開発の特性にかかわらず、<u>当初設定した達成目標を基準とした達成状況等の評価を徹底することが統一的に優先されるおそれがある。</u></p>	<p>◎国立研究開発法人に対する評価は、国民にとってもわかりやすく明確なものとするため、研究開発成果の最大化の目的を踏まえ、<u>取組、成果等とアウトカムとの関連性を明確にした評価とする。</u></p>
重要度、優先度、難易度	<p>○目標はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるが、これらを踏まえた上で法人全体としての効果的・効率的な業務運営が求められていることから、<u>各目標の重要度、優先度及び難易度を記載する。</u></p>	<p>●国立研究開発法人の研究開発の事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であり、また、研究開発成果の予見不可能性、不確実性等を踏まえれば、何らかの基準を用いて<u>単純に互いの重要度、優先度、難易度を比較・</u></p>	<p>◎重要度、優先度、難易度を設定する場合においては、<u>研究開発現場に与える効果・影響等についても十分考慮に入れ、主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図ったうえで、特に研究開発成果の最大化に必要であると判断された場合に設定する。</u></p>

		<p>判定することは困難。</p> <p>●科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて、優先度、重要度等も常に<u>変化</u>する。</p>	
目標の達成時期	○国民に対し、「どのような必要性の下、何に基づき、何について、いつまでに、どのような水準を実現するのか」等について分かりやすく示す。	●長期性、不確実性等の研究開発の特性にかかわらず、 <u>達成時期を中長期目標期間内とした目標を設定することが優先されるおそれがある。</u>	◎達成時期、貢献見込み時期等を無理に中長期目標期間内に設定するのではなく、例えば、 <u>当該中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れて設定することを可能とする等の配慮が必要。</u>
目標の単位	○目標を定める項目のレベルは、国民に対する説明責任を果たす観点から、業務内容が具体的で分かりやすく、適正かつ厳正な評価の実施を可能とするものとなるよう設定する。	●「研究開発成果の最大化」に向けて適切な大きさの目標の単位であることよりも、 <u>より小さな単位での目標を設定することが優先されるおそれがある。</u>	◎主務大臣は、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、 <u>課題の解決、課題への貢献などアウトカムと関連させた目標、目指すべき方向性を示した目標を中心とした大目標を策定する。</u>
評価の単位	○中期計画及び年度計画には、中期目標の各項目について、それを達成するためのより具体的かつ定量的な目標、スケジュール等を盛り込むこととし、 <u>評価に際しては、当該項目を単位として評価を実施（中期計画及び年度計画においてさらに詳細な項目を設定した場合には、当該項目を単位として評価を実施）。</u>	<p>●「研究開発成果の最大化」のためには、法人単位、研究部門といった大きくりの単位で全体最適化の観点からマネジメント等を評価し、その後の運営等に反映していく必要がある。</p> <p>これに対して、<u>年度計画の詳細項目を単位としてミクロの単位の評価を膨大に積み上げることが統一的に優先されるおそれがある。</u></p> <p>●研究開発法人については、個別の研究開発業務に関して<u>研究開発評価システムに基づく評価が実施</u>されることを踏まえ、実効的かつ合理的な全体の評価システムの構築が必要。</p>	<p>◎国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」のためには、主務大臣が提示した課題の解決などアウトカムへの貢献、目指すべき方向性を中心とした<u>大目標に準じた大枠単位</u>で、その成果、取組等について、質的・量的、科学的・社会的・経済的、国内的・国際的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価することが適切。</p> <p>◎「研究開発課題（事業）」レベルについては、既に国の研究開発評価システムの下で、事前評価、中間評価、事後評価等と、より高度に専門的かつ客観性等にも配慮された評価（自己評価、外部評価、第三者評価）が行われているため、独立行政法人制度で行う「法人評価（研究開発機関評価）」を、国の研究開発評価システムとの整合性も踏まえ、より実効的かつ合理的な評価とするためにも、中長期計画や年度計画に記載した小項目を単位として評価した結果を膨大に積み上げていくような評価ではなく、<u>主務大臣が定める大目標に準じた大枠単位で評価することを基本とすることが適切。</u></p>
評価の対象	<p>○中期計画及び年度計画には、中期目標の各項目について、それを<u>達成するためのより具体的かつ定量的な目標、スケジュール等を盛り込む</u>こととし、評価に際しては、当該項目を単位として評価を実施（中期計画及び年度計画においてさらに詳細な項目を設定した場合には、当該項目を単位として評価を実施）。</p> <p>○各事業年度における<u>業務の実績</u>について、法人による自己評価の結果を踏まえ、法人の業務の実施状況及を調査・分析し、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総</p>	<p>●「研究開発成果の最大化」のためには、<u>過去の活動の達成度評価のみならず、成果がさらにどのような成果に結びつくか等についての、先を見越した専門的な評価等が必要。</u></p> <p>●「研究開発成果の最大化」のためには、法人単位、研究部門といった大きくりの単位で全体最適化の観点から<u>マネジメ</u></p>	<p>◎目標に準じた大枠単位で、目標・計画に関連する<u>取組、成果、効果等を中心に評価(evaluation)するとともに、将来性についても評価(assessment)し、期待される業績が乏しい・見込み難いと判断される場合は、長のマネジメントの在り方についても踏み込んで評価・確認 (check) する。</u></p> <p>◎法人としての健全性（研究不正対応、コンプライアンス体制、安全管理、危機管理、効果的・効率的な運営等）は、<u>厳格に評価・確認 (check) する。</u>ただし、「研究開発成果の最大化」の目的・目標との</p>

		合的な評定を行う。	<u>メント等</u> を評価し、 <u>その後の運営等に反映</u> していく必要がある。	整合性には適切に留意する。
マネジメント	目標	○「業務運営の効率化に関する事項」については、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営においてより一層効率化を進める必要があるものについて、できる限り定量的な目標を設定する。 ○「財務内容の改善に関する事項」については、 <u>業務運営の効率化に関する事項において定められる目標に加えて、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権や運営費交付金残高等の解消等について、できる限り定量的な目標を設定</u>	●「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」に関する目標が一律横並びで課せられ、 <u>「研究開発成果の最大化」に関する目標よりも統一的に優先して運用されるおそれがある。</u> ●長のマネジメントの在り方が、 <u>予め多項目にわたり詳細に制約（マイクロマネジメント）を受け、「研究開発成果の最大化」に向けての創意工夫等を発揮しづらくなるおそれがある。</u>	◎「研究開発成果の最大化」の目的に向け、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として設定した目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する事項」として設定した目標とが互いに矛盾することのないよう、 <u>目標全体としての整合性に十分留意する。</u> ◎「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」は、「研究開発成果の最大化」と「効果的・効率的な業務運営」、「財務内容の改善」の両立を現場で図る立場の長のマネジメントに係る裁量を尊重し、手法を具体的かつ詳細に指定することや、詳細な事項あたり定量的な効率化目標を設定（例えば、一般管理費、事業費、人件費等それぞれについて効率化の数値目標を設定）するといった、 <u>長のマネジメントの在り方を予め詳細に限定（マイクロマネジメント）するようなものとならないように留意する。</u>
	評価	○政府方針等、当期総利益（当期総損失）、利益剰余金（繰越欠損金）、運営費交付金債務、実物資産、金融資産、知的財産、給与水準、総人件費、契約に係る規程類・体制、随意契約見直し計画、個々の契約、内部統制、関連法人、中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価の実施、業務改善のための役職員のイニシアティブについての評価の実施等の各事項について、 <u>全法人に共通する評価の視点を示し（「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（政策評価・独立行政法人評価委員会、最終改正平成 22 年 5 月 31 日））、統一的に運用する。</u>	●「研究開発成果の最大化」の目的にかかわらず、 <u>長のマネジメントの在り方について詳細項目にわたり目標を設定し、その達成度を細かく評価することが優先されるおそれがある。</u> ●「研究開発成果の最大化」の目的にかかわらず、 <u>給与水準、契約に係る事項等のマネジメントに係る共通的な評価の視点を統一的に採用することが優先されるおそれがある。</u>	◎評価に際しては、 <u>期待される業績が乏しい・見込み難いと判断される場合は、長のマネジメントの在り方についても踏み込んで評価・確認（check）し、具体的な事実を根拠とした改善についての厳しい助言(advice)・警告(warning)等を適切に行う。</u> ◎ <u>長のマネジメントをサポートする仕組み、体制等についても適切に評価・確認する。</u> ◎長のマネジメントの在り方に関して全独立行政法人に共通するものとして示されている「評価の視点」については、国立研究開発法人の第一目的である研究開発成果の最大化、研究開発の特性等にも十分配慮して、 <u>例えば知的財産の管理、給与水準、総人件費、契約に係る事項等について柔軟かつ適切な取扱いをする。</u>
評価の手法	○達成目標を基準とした達成度評価	●研究開発の不確実性、予見不可能性等を踏まえれば、予見される成果を前提とした達成すべき具体的・定量的な目標の設定とこれに基づく <u>達成度評価になじまない場合がある。</u> ●「研究開発成果の最大化」のためには、過去の活動の達成度評価のみならず、成	◎研究開発の「不確実性」、「予見不可能性」、「長期性」等を踏まえ、 <u>目標に対する達成度で評価する手法のみならず、アウトカムへの貢献・寄与を評価する手法、取組の意義を評価する手法、将来性について評価(assessment)する手法等を適切に採用する。</u> ◎国際的なベンチマーキングも導入しつつ、新規性や革新性を勘案した <u>専門的な評価も適切に行う。</u>	

		<p>果がさらにどのような成果に結びつくか等についての、<u>先を見越した専門的な評価等</u>が必要。</p> <p>●<u>予期せぬ成果の創出や、国内外の情勢変化にフレキシブルに対応し、取組の最適化を図る必要がある。</u></p>	<p>◎一つの国立研究開発法人においても多様な研究開発が行われていることも踏まえ、基礎研究の成果を着実に捉えるとともに、出口を意識した応用研究等については、<u>産業界や社会といったユーザーサイドの視点を取り入れ、産業競争力の強化や安全・安心の確保といった経済的・社会的課題に対するソリューションに貢献しているか等</u>についても適切に評価する。</p> <p>◎<u>当初目標としたもの以外の成果、副次的な成果も幅広くとらえて評価する。</u></p>
評価の基準・視点	<p>○主務大臣は、指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別・具体的に作成し、それに基づいて評価を実施する。</p>	<p>●「研究開発成果の最大化」について適切な評価の視点から<u>総合的（実質的）に評価することよりも、客観的・定量的な評価指標に基づいて評価することが統一的に優先されるおそれがある。</u></p>	<p>◎「研究開発成果の最大化」は、<u>詳細な事項について個別に設定された基準や指標から客観的・定量的に単純に評価・推定(estimate)するのではなく、当該国立研究開発法人全体の目的、国・社会から期待されている役割等に照らして設定した適切な評価の視点を踏まえて、質的・量的、科学技術的・社会的・経済的、国内的・国際的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価(evaluation, assessment)する。</u></p>
評価の指標	<p>○主務大臣は、<u>可能な限り具体的な指標を使用し、客観的かつ厳格な評価</u>を実施する。</p> <p>○評価指標は複数設定することも可能であるが、その場合には、それらの重要度、優先度及び難易度を記載する。</p> <p>○やむを得ず定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した<u>測定可能な指標及びその目標水準を定めるとともに、基準となる値</u>についても記載する。</p>	<p>●「研究開発成果の最大化」について適切な評価の視点から<u>総合的（実質的）に評価することよりも、客観的・定量的な評価指標に使用して評価することが統一的に優先されるおそれがある。</u></p>	<p>◎国立研究開発法人を評価するために必要な客観的・定量的な指標（論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等）は、<u>評価のための判断基準(scale)・指標(indicator)としてというよりもむしろ、適切に評価(evaluation, assessment)するために必要な判断要素(element)として評価・観測(monitor)する。</u></p> <p>◎主務大臣は、当該評価指標を設定することの国立研究開発法人における研究開発現場への影響等についても十分考慮し、<u>評価・評定するための決定要素として取り扱う指標と、状況・事実を確認し適切な改善等をするために把握すべき一つの重要な基本情報として取り扱う指標とを適切に分けて取り扱う。</u></p>
評定	<p>○所期の目標を達成しているかどうかを基準とした評定</p>	<p>●<u>研究開発の不確実性、予見不可能性等を踏まえれば、予見される成果を前提とした目標の設定とこれに基づく達成度評価になじまない場合がある。</u></p> <p>●<u>第一目的である「研究開発成果の最大化」を踏まえた評定を行うことが適切。</u></p>	<p>◎「<u>研究開発成果の最大化</u>」の観点からの評定</p>
評価結果の活用	<p>○評価結果は、次期以降の計画を含む業務運営の改善、国の政策評価、政策及び予算要求に適切に反映させるものとする。</p>	<p>●「<u>研究開発成果の最大化</u>」に向けた<u>業務運営の改善が評価結果の活用の第一目</u></p>	<p>◎国立研究開発法人として、<u>研究開発成果を最大化、健全性の確保に向けた運営改善のため（第一目的）</u>に活用する。</p>

		<p>的として明確に位置づけられていない。</p> <p>●「研究開発成果の最大化」の目的にかかわらず、業務運営の効率化や、組織・業務を縮小・廃止することを優先して評価が行われ、そのようなネガティブな評価結果を活用・反映することが優先されるおそれがある。</p>	<p>◎主務大臣として、次なる目標の策定、予算配分、理事長の任命等の判断を適切に行うために活用する。</p> <p>◎主務大臣・国立研究開発法人として、国民に対してわかりやすく説明責任を果たすために活用する。</p> <p>◎主務大臣による評価（結果）は、<u>第三者的に国立研究開発法人を批判・批判することを内容の中心とするのではなく、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の在り方に責任を有する当事者として、上記の「評価結果の活用」に役立つものとなることを見据えて、具体的な事実を根拠とした改善についての厳しい助言(advice)・警告(warning)、良い取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来に対する期待(anticipation)とその理由(reason)等についても織り込んだ、国民にとってもわかりやすい、説得力のある内容のものとする。</u></p>
<p>評価の体制</p>	<p>○政策評価担当部局が法人所管部局から独立の立場で評価を実施し、必要に応じ、外部有識者(学識経験者など)からの意見聴取を実施するほか、外部有識者によって構成された審議会を組織し、意見を聴取した上で評価を行うなど、いわゆる「お手盛り」評価防止等の客観性を担保するとともに専門性を確保するよう留意する。</p>	<p>●国立研究開発法人の業務についての十分な知見や、当該評価について政策的な責任を負うことができない部署が評価実施主体となればならなくなるおそれがある。</p>	<p>◎<u>評価の客観性・中立性の観点からすると、法人所管部署とは独立した評価担当部署が評価実施主体となることが望ましいと言える一方で、責任ある評価の実施の観点からすると、当該国立研究開発法人の役割、事業内容等に精通している法人所管部署が責任を持って評価実施主体となり、評価内容に対する説明責任、評価の結果を踏まえて講ずる措置が関連する政策に与える影響等に対する責任を含めて、所管する国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」の目的に対して一貫して責任を持つことも極めて重要。</u></p> <p>○法人の特性等に鑑み、評価の客観性・中立性と責任ある評価の実施が両立するよう、<u>実効的かつ合理的な評価を実現するために適切なものとする。</u></p>

<p>評価の範囲</p>		<p>○年度計画記載事項のほか、<u>法人の自主的な取組も含む全ての事項に関する評価</u>を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外部資金等に係る取組の特質（競争的研究資金に係る評価、民間企業との共同研究等）にかかわらず、法人評価においても<u>全て評価することが求められる運用となるおそれがある。</u> ●「研究開発成果の最大化」の目的にかかわらず、国立研究開発法人のあらゆる取組について<u>網羅的に同等の取扱いで評価を行う</u>というような運用が<u>統一的に優先されるおそれがある。</u> 	<p>◎当該国立研究開発法人に係る<u>運営費交付金関係事業等を評価の範囲の基本とするが、競争的資金等の外部資金による事業も国立研究開発法人の活動の相当部分を占めるものであるため、外部資金に基づく事業から創出された成果等についても、法人全体としての「研究開発成果の最大化」のためのパフォーマンスを評価する必要性から適切に評価の対象に加える。</u></p> <p>◎ただし、競争的研究資金に係る外部資金事業については、<u>別途、高度に専門的かつ客観性等にも配慮された評価が通常行われている</u>ことから、評価の重複を避け、大枠単位での評価に止めることが肝要である。その他、寄付金等の自己収入等により行われた事業についても、当該国立研究開発法人のマネジメント、職員の活動、施設の活用等の結果として生じたものであるため、<u>必要に応じて（プラスのものとして）適切に評価する。</u></p>
<p>世界最高水準の研究開発成果の創出が期待される国立研究開発法人</p>	<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>◎特に世界最高水準の研究開発成果の創出が期待される国立研究開発法人については、<u>関連する国の方針等を踏まえ、世界最高水準の研究開発成果の創出並びにその普及及び活用の促進につながるような目標を策定する。</u></p>
	<p>評価</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>◎特に世界最高水準の研究開発成果の創出が期待される国立研究開発法人については、<u>国際的な水準の観点等をより一層勘案した評価を行う。</u></p> <p>また、国際競争の中で、世界最高水準の研究開発成果を創出し、科学技術イノベーションによる我が国の持続的な成長に貢献することが期待されることから、<u>革新的な技術シーズの創出や実用化への橋渡し機能、国際的な頭脳循環における人材確保等、法人の特性に応じて求められる役割や機能を踏まえ、適切な評価を行う。</u></p>